

## いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

## いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである。

## いじめ防止の基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- ⑤「人が嫌がることはしない、言わない。」を基本に指導にあたる。

### I いじめの未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

#### ○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。

- ・児童たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・新型コロナウイルス等の感染症について正しい理解ができるよう努める。

#### ○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材資料を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

#### ○生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実

- ・問題解決学習を通して、互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場のある授業づくりに努める。
- ・安心して個性を発揮し、一人一人が活躍できる場の設定に努める。
- ・一人一人が大切にされる雰囲気醸成し、体験的活動や行事等を通して仲間意識を育てる。

#### ○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

#### ○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・新型コロナウイルス等の感染症について、差別や偏見のない態度、人権に関わる言動等について児童のみならず保護者へも理解、協力を求める。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## 2 早期発見、早期解決～小さな変化に対する敏感な気づき～

#### ○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・児童が直接相談しやすいように、タブレット等で入力、相談ができる窓口を設置する。

#### ○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### ○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### ○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

#### ○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

#### ○SOSの出し方に関する教育の推進

- ・児童のSOSの出し方に関する授業の実施
- ・教職員がSOSを受けたときの適切な対応の研修

### 3 早期の適切な対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

#### ○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

#### ○指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

#### ○児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

#### ○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

#### ○いじめ発生後の対応

- ・いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるとの支援や、学習に関しての適切な支援等を継続的に行う。
- ・加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

### 4 ネット上のいじめへの対応

#### ○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

#### ○早期発見・早期対応・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。

- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

#### ○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

### 5 いじめ問題に取り組む体制の整備

#### ○校内『いじめ等防止対策委員会』の設置と定期的開催（別紙Ⅰ参照）

- ・校内のいじめ等防止対策委員会の設置を行い、定期的を開催する。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。

#### ○いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

#### ○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。

## 6 重大事態への対応

### ○重大事態とは

#### 【いじめ防止対策推進法第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 【重大事態の意味】（平成25年10月11日文科科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」）

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### ○重大事態への対応（別紙2参照）

- ア 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて市長に報告する。
- イ 速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ 調査結果について、教育委員会（市長）に報告する。市長は、調査結果について、必要があると認めるときは、再調査を行う。

## 7 いじめ問題対策の改善（学校評価に反映）

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の（1）～（5）の5項目に関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対策の取組を評価する。

### （1）未然防止の評価規準

- ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童の規範意識を高めることができた。
- エ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。(重大事態があった場合)
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

# 別紙Ⅰ いじめ防止対策委員会の設置とその役割

日立市立大久保小学校

## 1 設置

○法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置する。（平成26年4月1日より）

## 2 構成

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、支援教育コーディネーター、学年生徒指導担当、養護教諭、相談員

※ 事案の状況により、関係する教職員等を加える。

※ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

## 3 役割

○いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

○いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。

○いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。

○重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

○学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

## 4 年間計画

月	主な内容
4月	対策委員会（年間活動方針等の確認） 家庭訪問の充実・情報共有部員会の実施
5月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有実態調査（アンケート）
6月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有児童理解研修 実態に応じた教育相談
7月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 情報モラル教室の実施（対象は6年生全員） 学級懇談会 保護者面談 学習相談実態調査（アンケート）
8月	対策委員会 職員研修（情報モラル）
9月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有
10月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有実態調査（アンケート）対策委員会 教育相談月間（全児童対象）
11月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 人権教育研修 人権週間 教育相談に実施（児童との2者面談）
12月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 保護者面談 学習相談職員研修（スクールカウンセラーによる児童の居場所作り） 実態調査（アンケート） 人権月間
1月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有実態調査（アンケート）による教育相談
2月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 児童による人権集会
3月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 幼保中との情報交換会 次年度に向けた「配慮を要する児童」の実態調査と把握対策委員会（次年度の構）

別紙2 日立市立大久保小学校 **重大事態への対応**

